

令和6年度
(2024年度)

神埼市ごみ収集カレンダー

神埼町

令和6年4月からの粗大ごみ等の直接持込み先

ごみの出し方は別冊「ごみ分別便利帳」をご覧ください。



リサイクルプラザ

リサイクルプラザ

○所在地: 三養基郡みやき町大字箕原4432
○電話: 0942-94-9313

搬入できる日時 ※令和6年4月から

月～金曜日	8:30～16:30	土曜日	8:30～12:00
日曜日	休み	※年末年始の休み…12/30から1/3まで	

※日曜日以外は、祝日も上記の時間で開いています。 ※お昼も受付しております。

料金 ●一般家庭(自宅)からのごみ50kgまで300円
10kg増すごとに100円加算

●小動物死がいのみ鳥栖市真木町のクリーンエコランドへ持込み
1体あたり300円(搬入時は袋詰めして一辺50cm以下の段ボールで梱包)

令和6年度 ごみ収集カレンダー

1.燃えるごみ

指定ごみ袋に入れて、収集日当日の朝8時までに、お住まいの地区で決められた集積所に出してください。

※お住まいの地区以外の集積所に出すことはできません。
 ※収集日が祝日の場合も収集します。年始(R7.1.1~R7.1.3)は収集しません。

2.資源物と不燃ごみ

地区で決められた時間帯に、地区のコンテナ等収集拠点等に出してください。不燃ごみは指定ごみ袋(黄色)に入れて出してください。

出す時間帯は各拠点によって異なります。

午前8時30分までにしてください。

収集業者は午前8時30分頃から順次収集を開始します。

※収集日が祝日の場合も収集します。年始(R7.1.1~R7.1.3)は収集しません。

※分別の詳細な方法は、別冊のごみ分別便利帳をご覧ください。

3.粗大ごみ

裏表紙をご覧ください。

缶詰や空缶の蓋

蓋は黄色の燃えないごみの袋で出す。

令和6年

4 月

April

日	月	火	水	木	金	土
	1 A地区	2 B地区 1区	3 2区	4 A地区 3区	5 B地区 4区	6
7	8 A地区	9 B地区 5区	10 6区	11 A地区 7区	12 B地区 8区	13
14	15 A地区	16 B地区 1区	17 2区	18 A地区 3区	19 B地区 4区	20
21	22 A地区	23 B地区 5区	24 6区	25 A地区 7区	26 B地区 8区	27
28	29 A地区	30 B地区				

5 月

May

日	月	火	水	木	金	土
			1 2区	2 A地区 3区	3 B地区 4区	4
5	6 A地区	7 B地区 1区	8 6区	9 A地区 7区	10 B地区 8区	11
12	13 A地区	14 B地区 5区	15 2区	16 A地区 3区	17 B地区 4区	18
19	20 A地区	21 B地区 1区	22 6区	23 A地区 7区	24 B地区 8区	25
26	27 A地区	28 B地区 5区	29	30 A地区	31 B地区	

6月

June

	月	火	水	木	金	土
						1
2	3 A地区	4 B地区 1区	5 2区	6 A地区 3区	7 B地区 4区	8
9	10 A地区	11 B地区 5区	12 6区	13 A地区 7区	14 B地区 8区	15
16	17 A地区	18 B地区 1区	19 2区	20 A地区 3区	21 B地区 4区	22
23/30	24 A地区	25 B地区 5区	26 6区	27 A地区 7区	28 B地区 8区	29

7月

July

日	月	火	水	木	金	土
	1 A地区	2 B地区 1区	3 2区	4 A地区 3区	5 B地区 4区	6
7	8 A地区	9 B地区 5区	10 6区	11 A地区 7区	12 B地区 8区	13
14	15 A地区	16 B地区 1区	17 2区	18 A地区 3区	19 B地区 4区	20
21	22 A地区	23 B地区 5区	24 6区	25 A地区 7区	26 B地区 8区	27
28	29 A地区	30 B地区	31			

燃えるごみ収集区域の地区名一覧

A地区	一丁目、二丁目(馬場川東)、本堀(村下団地除く)、出来町、神納、大依、駅ヶ里、田道、駅通り、平ヶ里、鶴西、鶴東、馬郡、石井ヶ里、右原、竹原
B地区	二丁目(馬場川西)、三丁目、四丁目、協和町、西小津ヶ里、小津ヶ里、永歌、大門、本堀(村下団地)、野目ヶ里、荒堅目、蔵戸、曾根ヶ里、横武、上六丁、下六丁、戸井土、莞牟田、本告牟田、池辺田、山田、鶴田、姉川上分、姉川下分、姉川東分、姉川西分、尾崎東分、尾崎西分、岩田、唐香原、平山、猪面、伏部、利田、野寄、野田、川寄、柏原、犬の目、二子、八子、城原、朝日、志波屋、三谷、東山、的、小淵、仁比山

資源・不燃ごみ収集地区の曜日一覧

1区	第1・3火	戸井土、鶴田、尾崎東分、尾崎西分、猪面、伏部、利田、野寄、野田、川寄、柏原
2区	第1・3水	岩田、唐香原、平山、的、二子、八子、城原、朝日
3区	第1・3木	鶴西、鶴東、馬郡、石井ヶ里、右原、小淵、仁比山(第1木曜のみ)、竹原、志波屋、三谷、東山
4区	第1・3金	莞牟田、本告牟田、池辺田、山田、姉川上分、姉川下分、姉川東分、姉川西分
5区	第2・4火	一丁目、二丁目、三丁目、協和町、小津ヶ里ふれあい館、出来町、大依、田道
6区	第2・4水	四丁目、西小津ヶ里、小津ヶ里団地、永歌、大門
7区	第2・4木	本堀、野目ヶ里、荒堅目(第2木曜のみ)、蔵戸、曾根ヶ里、神納(第4木曜のみ)
8区	第2・4金	駅ヶ里、駅通り、平ヶ里、犬の目

お問い合わせ／神崎市役所 市民福祉部 生活環境推進課
TEL0952-37-0112 (直通)

令和6年度 ごみ収集カレンダー

1.燃えるごみ

指定ごみ袋に入れて、収集日当日の朝8時までに、お住まいの地区で決められた集積所に出してください。

※お住まいの地区以外の集積所に出すことはできません。
※収集日が祝日の場合も収集します。年始(R7.1.1~R7.1.3)は収集しません。

2.資源物と不燃ごみ

地区で決められた時間帯に、地区のコンテナ等収集拠点等に出してください。不燃ごみは指定ごみ袋(黄色)に入れて出してください。

出す時間帯は各拠点によって異なります。

午前8時30分までにしてください。

収集業者は午前8時30分頃から順次収集を開始します。

※収集日が祝日の場合も収集します。年始(R7.1.1~R7.1.3)は収集しません。

※分別の詳細な方法は、別冊のごみ分別便利帳をご覧ください。

3.粗大ごみ

裏表紙をご覧ください。

缶詰や空缶の蓋

蓋は黄色の燃えないごみの袋で出す。

8 月

August

日	月	火	水	木	金	土
				1 A地区 3区	2 B地区 4区	3
4	5 A地区	6 B地区 1区	7 2区	8 A地区 7区	9 B地区 8区	10
11	12 A地区	13 B地区 5区	14 6区	15 A地区 3区	16 B地区 4区	17
18	19 A地区	20 B地区 1区	21 2区	22 A地区 7区	23 B地区 8区	24
25	26 A地区	27 B地区 5区	28 6区	29 A地区	30 B地区	31

9 月

September

日	月	火	水	木	金	土
1	2 A地区	3 B地区 1区	4 2区	5 A地区 3区	6 B地区 4区	7
8	9 A地区	10 B地区 5区	11 6区	12 A地区 7区	13 B地区 8区	14
15	16 A地区	17 B地区 1区	18 2区	19 A地区 3区	20 B地区 4区	21
22	23 A地区	24 B地区 5区	25 6区	26 A地区 7区	27 B地区 8区	28
29	30 A地区					

10月 October

日	月	火	水	木	金	土
		1 B地区 1区	2 2区	3 A地区 3区	4 B地区 4区	5
6	7 A地区	8 B地区 5区	9 6区	10 A地区 7区	11 B地区 8区	12
13	14 A地区	15 B地区 1区	16 2区	17 A地区 3区	18 B地区 4区	19
20	21 A地区	22 B地区 5区	23 6区	24 A地区 7区	25 B地区 8区	26
27	28 A地区	29 B地区	30	31 A地区		

11月 November

日	月	火	水	木	金	土
					1 B地区 4区	2
3	4 A地区	5 B地区 1区	6 2区	7 A地区 3区	8 B地区 8区	9
10	11 A地区	12 B地区 5区	13 6区	14 A地区 7区	15 B地区 4区	16
17	18 A地区	19 B地区 1区	20 2区	21 A地区 3区	22 B地区 8区	23
24	25 A地区	26 B地区 5区	27 6区	28 A地区 7区	29 B地区	30

燃えるごみ収集区域の地区名一覧

A地区	一丁目、二丁目(馬場川東)、本堀(村下団地除く)、出来町、神納、大依、駅ヶ里、田道、駅通り、平ヶ里、鶴西、鶴東、馬郡、石井ヶ里、右原、竹原
B地区	二丁目(馬場川西)、三丁目、四丁目、協和町、西小津ヶ里、小津ヶ里、永歌、大門、本堀(村下団地)、野目ヶ里、荒堅目、蔵戸、曾根ヶ里、横武、上六丁、下六丁、戸井土、莞牟田、本告牟田、池辺田、山田、鶴田、姉川上分、姉川下分、姉川東分、姉川西分、尾崎東分、尾崎西分、岩田、唐香原、平山、猪面、伏部、利田、野寄、野田、川寄、柏原、犬の目、二子、八子、城原、朝日、志波屋、三谷、東山、的、小淵、仁比山

資源・不燃ごみ収集地区の曜日一覧

1区	第1・3火	戸井土、鶴田、尾崎東分、尾崎西分、猪面、伏部、利田、野寄、野田、川寄、柏原
2区	第1・3水	岩田、唐香原、平山、的、二子、八子、城原、朝日
3区	第1・3木	鶴西、鶴東、馬郡、石井ヶ里、右原、小淵、仁比山(第1木曜のみ)、竹原、志波屋、三谷、東山
4区	第1・3金	莞牟田、本告牟田、池辺田、山田、姉川上分、姉川下分、姉川東分、姉川西分
5区	第2・4火	一丁目、二丁目、三丁目、協和町、小津ヶ里ふれあい館、出来町、大依、田道
6区	第2・4水	四丁目、西小津ヶ里、小津ヶ里団地、永歌、大門
7区	第2・4木	本堀、野目ヶ里、荒堅目(第2木曜のみ)、蔵戸、曾根ヶ里、神納(第4木曜のみ)
8区	第2・4金	駅ヶ里、駅通り、平ヶ里、犬の目

お問い合わせ／神崎市役所 市民福祉部 生活環境推進課
TEL0952-37-0112(直通)

令和6年度 ごみ収集カレンダー

1.燃えるごみ

指定ごみ袋に入れて、収集日当日の朝8時までに、お住まいの地区で決められた集積所に出してください。

※お住まいの地区以外の集積所に出すことはできません。
 ※収集日が祝日の場合も収集します。年始(R7.1.1~R7.1.3)は収集しません。

2.資源物と不燃ごみ

地区で決められた時間帯に、地区のコンテナ等収集拠点等に出してください。不燃ごみは指定ごみ袋(黄色)に入れて出してください。

出す時間帯は各拠点によって異なります。午前8時30分までにしてください。収集業者は午前8時30分頃から順次収集を開始します。

※収集日が祝日の場合も収集します。年始(R7.1.1~R7.1.3)は収集しません。
 ※分別の詳しい方法は、別冊のごみ分別便利帳をご覧ください。

3.粗大ごみ

裏表紙をご覧ください。

缶詰や空缶の蓋

蓋は黄色の燃えないごみの袋で出す。

12月 December 令和7年 1月 January

●年末年始の収集日につきましてはご注意ください。

日	月	火	水	木	金	土
1	2 A地区	3 B地区 1区	4 2区	5 A地区 3区	6 B地区 4区	7
8	9 A地区	10 B地区 5区	11 6区	12 A地区 7区	13 B地区 8区	14
15	16 A地区	17 B地区 1区	18 2区	19 A地区 3区	20 B地区 4区	21
22	23 A地区	24 B地区 5区	25 6区	26 A地区 7区	27 B地区 8区	28
29	30 A地区 注	31 B地区 注	注:12/30(月)~1/3(金)はリサイクルプラザがお休みのため、粗大ごみ等の直接搬入はできません。			

日	月	火	水	木	金	土
1/1~1/3は燃えるごみと資源物等の収集はお休みです。資源物等の振替収集はありません。			1 休	2 休	3 休	4
5	6 A地区	7 B地区 1区	8 6区	9 A地区 7区	10 B地区 8区	11
12	13 A地区	14 B地区 5区	15 2区	16 A地区 3区	17 B地区 4区	18
19	20 A地区	21 B地区 1区	22 6区	23 A地区 7区	24 B地区 8区	25
26	27 A地区	28 B地区 5区	29	30 A地区	31 B地区	

2月

February

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3 A地区	4 B地区 1区	5 2区	6 A地区 3区	7 B地区 4区	8
9	10 A地区	11 B地区 5区	12 6区	13 A地区 7区	14 B地区 8区	15
16	17 A地区	18 B地区 1区	19 2区	20 A地区 3区	21 B地区 4区	22
23	24 A地区	25 B地区 5区	26 6区	27 A地区 7区	28 B地区 8区	

3月

March

日	月	火	水	木	金	土
2	3 A地区	4 B地区 1区	5 2区	6 A地区 3区	7 B地区 4区	1/8
9	10 A地区	11 B地区 5区	12 6区	13 A地区 7区	14 B地区 8区	15
16	17 A地区	18 B地区 1区	19 2区	20 A地区 3区	21 B地区 4区	22
23	24 A地区	25 B地区 5区	26 6区	27 A地区 7区	28 B地区 8区	29
30	31 A地区					

燃えるごみ収集区域の地区名一覧

A地区	一丁目、二丁目(馬場川東)、本堀(村下団地除く)、出来町、神納、大依、駅ヶ里、田道、駅通り、平ヶ里、鶴西、鶴東、馬郡、石井ヶ里、右原、竹原
B地区	二丁目(馬場川西)、三丁目、四丁目、協和町、西小津ヶ里、小津ヶ里、永歌、大門、本堀(村下団地)、野目ヶ里、荒堅目、蔵戸、曾根ヶ里、横武、上六丁、下六丁、戸井土、莞牟田、本告牟田、池辺田、山田、鶴田、姉川上分、姉川下分、姉川東分、姉川西分、尾崎東分、尾崎西分、岩田、唐香原、平山、猪面、伏部、利田、野寄、野田、川寄、柏原、犬の目、二子、八子、城原、朝日、志波屋、三谷、東山、的、小淵、仁比山

資源・不燃ごみ収集地区の曜日一覧

1区	第1・3火	戸井土、鶴田、尾崎東分、尾崎西分、猪面、伏部、利田、野寄、野田、川寄、柏原
2区	第1・3水	岩田、唐香原、平山、的、二子、八子、城原、朝日
3区	第1・3木	鶴西、鶴東、馬郡、石井ヶ里、右原、小淵、仁比山(第1木曜のみ)、竹原、志波屋、三谷、東山
4区	第1・3金	莞牟田、本告牟田、池辺田、山田、姉川上分、姉川下分、姉川東分、姉川西分
5区	第2・4火	一丁目、二丁目、三丁目、協和町、小津ヶ里ふれあい館、出来町、大依、田道
6区	第2・4水	四丁目、西小津ヶ里、小津ヶ里団地、永歌、大門
7区	第2・4木	本堀、野目ヶ里、荒堅目(第2木曜のみ)、蔵戸、曾根ヶ里、神納(第4木曜のみ)
8区	第2・4金	駅ヶ里、駅通り、平ヶ里、犬の目

お問い合わせ／神崎市役所 市民福祉部 生活環境推進課
TEL0952-37-0112 (直通)

粗大ごみの出し方 ※直接搬入はカレンダー表紙でご確認ください。

■粗大ごみの出し方

1 出し方

①収集業者に予約する。

- 1～3週間前までに、下記業者に電話連絡し、住所、氏名、電話番号、ごみの品名・数を伝える。

神埼町・脊振町の方
(株)大島産業
TEL0952-53-4400

千代田町の方
佐賀環境整備(株)
TEL0952-44-3267



②粗大ごみステッカーを購入する(500円)。

- 収集業者の指示で、ごみ袋販売店から購入。



③指定日(年12回)に指定された場所に出す。

- ステッカーに必要事項を記入し貼り付ける。
※収集業者が戸別収集します。



■臨時粗大ごみ等収集制度

臨時的にごみが出たとき(大掃除や引っ越し等)や、直接ごみを搬入することができない場合に指定委託業者に2トントラックでの収集を依頼する制度です。

※事前予約制で、平日の特定曜日に収集します。

- 粗大ごみ等の大きいごみを出してください。
- 委託業者は家屋の中まで入りません。
- ごみは予約した日時までに、トラックへ積み込みしやすい場所(1階玄関の外など)へ出してください。

※予約状況によって1カ月以上お待ちいただく場合があります。

※ごみ出しをされる方の立会いが必要です。

神埼市粗大ごみステッカー				[収集区]	[回収日]	粗大ごみ
申請者記入欄 (必ずボールペンで記入してください)				区	月 日	品 名
住所	町 棟	番地 号室	氏名			
	[地区名]					

※このシールは「粗大ごみ」1品ごとに1枚必ず貼ってください。
※「粗大ごみ」を出す時は指定された収集日の3週間前から1週間前までに必ず下記の業者に連絡、申込をしてください。
・申込先 (神埼町、脊振町) (株)大島産業 ☎53-4400
(千代田町) 佐賀環境整備(株) ☎44-3267
・受付時間 午前9時～午後4時[月～金曜日(祝日を除く)のみ受付、盆休及び年末年始は除く]
※「粗大ごみ」は収集日に自宅玄関前等指定された場所に出してください。
(アパート・マンション等は指定された場所に出してください)

※指定ごみ袋に入らない大きさのごみは、処理方法が異なるため粗大ごみ扱いとなります。

※燃えないごみ等の袋を繋げたり、結び付けて出すことはできません。

2 収集日

神埼町	
毎月第2水曜日	神埼、枝ヶ里、西小津ヶ里、永歌、本堀、横武、本告牟田、姉川
毎月第3水曜日	田道ヶ里、尾崎、竹、鶴、城原、志波屋、的
千代田町	
毎月第3水曜日	
脊振町	
毎月第4水曜日	

収集料金 (1台1回につき) ※処分料含む

ごみの量	料金
2トントラック1台	9,600円

※料金は収集日前日までに市役所にて前払いが必要です

